

当院は在宅療養支援診療所です

(『別添1の「第9」の1の(2)」に規定する在宅療養支援診療所』について)

当院は、厚生労働省が定める基準に基づき、
「在宅療養支援診療所（機能強化型）」として届出を行っています。

これにより、以下のような体制を整え、在宅療養をされる患者さんご家族を支援しています：

- 24時間365日、必要時には医師や看護師が連絡・対応できる体制を確保しています
- 容態の変化や急変時にも、往診や訪問診療に対応できるよう準備しています
- 他の医療機関・訪問看護ステーション・薬局・ケアマネジャー等と連携し、多職種によるチーム医療を実施しています
- 看取り（ターミナルケア）にも対応しております

ご自宅での療養生活についてのご相談や、在宅医療の導入を検討されている方は、どうぞお気軽にご相談ください。